

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 社会福祉課
委託業務番号	令和5年度 長社福第 64 号
委託業務名称	長浜市生活困窮者等就労支援・就労準備支援業務及び長浜市生活困窮者等一時生活支援業務
委託業務場所	長浜市
業務の概要	生活困窮者就労支援業務 生活困窮者就労準備支援業務 生活保護受給者就労支援業務 生活保護受給者就労準備支援業務 生活困窮者等一時生活支援業務
履行期間	令和5年7月1日 から 令和9年3月31日
契約年月日	令和5年7月1日
契約額(税込)	67,452,165円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市列見町292番地 [商号又は名称] 株式会社 クローバー
契約相手方の選定理由	生活困窮者等就労支援・就労準備支援業務は、生活困窮者や生活保護受給者を対象として、具体的に就職活動を行う就労支援および就労意欲の喚起や生活習慣の改善を図る就労準備支援を一体的に実施する業務である。また、一時生活支援業務は一定の住居を持たない生活困窮者およびしょうがい者に対し、一時的な居住の確保に加え、居住に関する相談及び入居可能な民間賃貸住宅情報の提供、入居後の生活支援活動等を実施することにより、自立の促進を図ることを目的とする。 事業者には、対象者の状況に合わせて、これらの一体的な事業を効果的に運用するスキルや相談支援の経験、実施体制が求められることから、競争入札に適さないため公募型プロポーザルにより提案を募集し、審査の結果当該法人を委託事業者に選定するものである。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸</p> <p>(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>